

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

岐税第18号の8
令和6年9月27日

岐阜県岐阜県税事務所長



岐阜県税条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第94条の規定により下記の差押財産の公売をするため、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第95条第1項(第99条第4項)の規定により公告します。

また、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第99条第1項の規定により見積価額を公告します。

公売財産 見積価額 公売保証金	売却区分 番号	公 売 財 産		公売保証金	見積価額
		名称、性質、所在、賃借権又は 地上権等の権利の内容、その他	数量		
		別紙付表のとおり		円	円

公 売 方 法		期間せり売り			
公 売 日 時	公売参加 申込期間	令和6年10月4日 午後 1時00分 から 令和6年10月22日 午後 11時00分 まで			
	入札期間	令和6年10月29日 午後 1時00分 から 令和6年10月31日 午後 11時00分 まで			
公 売 場 所		「官公庁オークション」 http://kankocho.jp			
売 却 決 定		日時	令和6年11月1日 午前 10時00分	場所	岐阜県岐阜県税事務所
代金納付期限		令和6年11月8日 午後 2時30分 まで			
買受人についての 資格その他の要件		「岐阜県インターネット公売ガイドライン」のとおり https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/289445.pdf			
そ の 他	「岐阜県インターネット公売ガイドライン」のとおり https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/289445.pdf 最高価申込者決定日:令和6年11月1日午前 10時00分 場所:岐阜県岐阜県税事務所				

配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を岐阜県岐阜県税事務所長に申し出てください。

なお、債権現在額申立書の用紙は、岐阜県岐阜県税事務所に用意してあります。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。



(滞納処分の根拠となる規定)

地方税法では、各税目の徴収金に係る滞納処分については、国税徴収法の例によることを定めています。

税 目	根拠規定	
	差押えの根拠	国税徴収法に規定する滞納処分の例による根拠
法人県民税	地方税法第68条第1項第1号	地方税法第68条第6項
県民税利子割	地方税法第71条の19第1項第1号	地方税法第71条の19第6項
県民税配当割	地方税法第71条の40第1項第1号	地方税法第71条の40第6項
県民税株式等譲渡所得割	地方税法第71条の60第1項第1号	地方税法第71条の60第6項
法人事業税、個人事業税	地方税法第72条の68第1項第1号	地方税法第72条の68第6項
不動産取得税	地方税法第73条の36第1項第1号	地方税法第73条の36第6項
県たばこ税	地方税法第74条の27第1項第1号	地方税法第74条の27第6項
ゴルフ場利用税	地方税法第94条第1項第1号	地方税法第94条第6項
自動車取得税	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第136条第1項第1号	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第136条第6項
軽油引取税	地方税法第144条の51第1項第1号	地方税法第144条の51第6項
自動車税	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第167条第1項第1号	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第167条第6項
鉦区税	地方税法第200条第1項第1号	地方税法第200条第6項
県固定資産税	地方税法第745条第1項において準用する同法第373条第1項第1号	地方税法第745条第1項において準用する同法第373条第7項
狩猟税	地方税法第700条の66第1項第1号	地方税法第700条の66第6項
乗鞍環境保全税	岐阜県乗鞍環境保全税条例第13条第2項	岐阜県乗鞍環境保全税条例第13条第2項
地方法人特別税	地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第1項第1号	地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第6項
特別法人事業税	特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第1項第1号	地方法人特別税等に関する暫定措置法第8条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第6項
自動車税環境性能割	地方税法第175条第1項第1号	地方税法第175条第6項
自動車税種別割	地方税法第177条の21第1項第1号	地方税法第177条の21第6項



売却区分 番号	公売財産の内容			公売保証金	見積価額
	名称、性質、その他	数量	所在		
共通	<p>財産の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外箱は開封済みで、傷や汚れ、経年劣化があります。 ・ 中身がそろっているかは不明で、動作は未確認です。 <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財産の引渡しは、売却決定の令和6年11月1日10時00分以降かつ買受代金納付後に、原則として執行機関の執務室内で買受代金納付時の現況有姿により行います。 ・ 運送業者による運送を通じて引渡しを受ける場合、あらかじめ運送業者へ可否等をご確認ください。なお、運送に伴う費用は買受人の負担であり、岐阜県は、輸送における担保責任を負いません。 ・ 記載内容は、岐阜県税事務所職員が目視や計測等で確認できた事項のみであり、鑑定はしていません。汚れや傷などの事項を含め正確な内容を保証するものではなく、証明書等はありません。 ・ 掲載画像は岐阜県税事務所職員がデジタルカメラで撮影したものであり、現物と色合い等が異なって見える場合があります。 ・ 岐阜県は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負いません。 ・ いかなる場合でも、返金・返品・交換はできませんので、状態が気になる方は、下見でご確認ください。 <p>なお、下見においては、直接触れることはできません。</p> <p>下見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間 : 参加申込期間の午前9時～午後4時 ・ 場所 : 岐阜県岐阜市藪田南5-14-53 岐阜県岐阜県税事務所 ・ 連絡先 : 058-214-6924(岐阜県税事務所) <p>※参加希望者は事前に岐阜県税事務所までご連絡ください。</p>				
岐阜D8	<p>公売財産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 プラモデル「LS コルトM-177 スナイパーカスタム」 ・ サイズ:高さ10cm、横58cm、縦33cm 	1	<p>岐阜県岐阜市 藪田南5丁目14-53 OKBふれあい会館1 棟7階 岐阜県税事務所</p>	不要	4,200 円

